



向寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。★平成27年1月より赤羽桂介税理士事務所を移転します。詳細につきましては下記をご参照ください。

重要情報

1. 消費税10%引上げはH29.4月まで延期へ

安倍総理は消費税率10%引上げを当初予定のH27.10月から1年半延期し、H29.4月からとする方針を発表しました。国税庁は10%に引き上げられた際の取り扱いについて情報を公開しています。

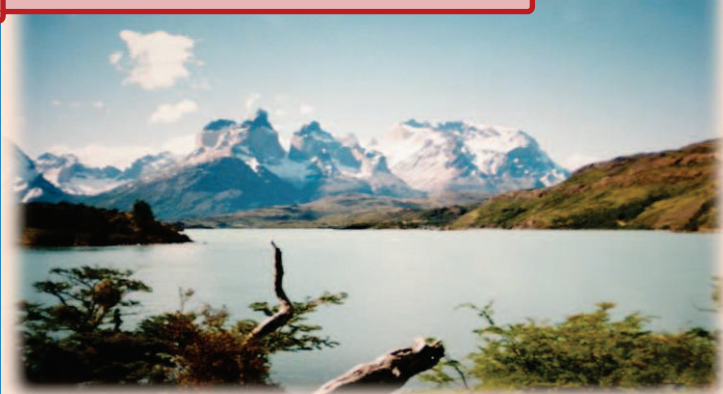
2. 個人番号(マイナンバー)法の取り扱い

番号取扱事務政令が公布されました。給与所得の源泉徴収票は、支給者・受給者・扶養親族等の個人番号記載欄が増設されA6版からA5版に拡大されます。国税庁HPではマイナンバー制度サイトで情報を公開しています。

3. 国外親族の扶養控除検査へ

会計検査院は国外親族について扶養控除を受ける納税者の所得税の課税実態を調査しました。300万円以上の扶養控除を受ける者の7割が国外扶養者で、税務署が十分に確認できないまま適用されている可能性を問題視しました。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【チリ：パイン国立公園】長期の一人旅には珍しく、ちゃんとした雰囲気や苗字を名乗る日本人男性に会いました。大企業の社員で、永年勤続者のリフレッシュ休暇中。「強制的に取られるんだよ」と、苦笑し、「子どもたちも学校があるし、1人でやれることって言ったら『こんなコト』くらいしか、ね…」と。セカンドバッグを小脇に抱えジャケット姿の彼は、浅黒い顔してはしゃぐ小僧を見ながら、静かにニコニコしていました。1週間後、彼とはブエノスアイレスで再会します。バックパックを背負ってバスターミナルに降り立ち、久々の大都会に戸惑いながら歩くわたしを見つけ、「おー、ケイ君ー！ 元気～？ 偶然だね～！」と叫び、手を振りながら近づいてきました。上品そうな半袖の襟付きシャツを着つつもズボンには前よりラフな感じで、満面の笑みと驚きの表情を浮かべる顔にかかったサングラスの奥の瞳が輝いていました。

☆事務所からの連絡☆

年末調整が始まります。役員従業員さんの「保険料控除証明書」「来年度の扶養の用紙(扶養親族確認のため)」をご提出ください。

12月のイベント

- ・給与所得者の年末調整
(保険料控除証明の提出)
(住宅ローン関係書類提出)
- ・来年度の扶養用紙の提出
- ・固定資産税第3期納付

桂介事務所移転について

赤羽税理士事務所は、税理士赤羽澄子(所長)と税理士赤羽桂介(Jr.)の2名で運営しております。このたび事務所が手狭になったため、赤羽桂介事務所のみ六角橋(市営地下鉄岸根公園5分、東急東横線白楽10分)に移転することになりました。赤羽桂介が担当する顧問先さまにおかれましては、来年1月より桂介連絡先(住所電話番号等)が変わります。契約条件等はこれまでと変更ありませんので、ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。新事務所の連絡先は決まり次第お知らせいたします。ご面倒をおかけいたしますが何卒ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

晩酌のじかん

毎年のことながらこの時期から心を病みます。11月申告からの12月年調準備、1月の法定調書に2~3月は個人確定申告、落ち着いたと思いきや3月決算5月申告と、初夏まで繁忙期が続きます。今年は事務所移転も重なってテンテコマイ。妻に人前で愚痴るなと言われますのでここで愚痴ります。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp